

JIS

下水道管路維持管理計画の策定に関する指針

JIS A 7501 : 2020

(JASCOMA/JSA)

令和 2 年 4 月 1 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 土木技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	宇 治 公 隆	首都大学東京
(委員)	綾 野 克 紀	公益社団法人日本コンクリート工学会 (岡山大学)
	石 田 知 子	株式会社大林組
	鹿 毛 忠 継	国立研究開発法人建築研究所
	木 幡 行 宏	室蘭工業大学
	鈴 木 澄 江	一般財団法人建材試験センター
	高 橋 俊 之	一般社団法人セメント協会
	野 口 貴 文	一般社団法人日本建築学会
	原 田 修 輔	全国生コンクリート工業組合連合会
	久 田 真	東北大学
	前 田 敏 也	一般社団法人日本建設業連合会 (清水建設株式会社)
	柳 田 直	特定非営利活動法人コンクリート製品 JIS 協議会 (株式会社日東)
	吉 田 敬	公益社団法人地盤工学会 (応用地質株式会社)
	渡 辺 博 志	国立研究開発法人土木研究所

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：平成 25.4.8 改正：令和 2.4.1

官 報 掲 載 日：令和 2.4.1

原 案 作 成 者：公益社団法人日本下水道管路管理業協会

(〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-5-11 岩本町 T・I ビル TEL 03-3865-3461)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：土木技術専門委員会 (委員長 宇治 公隆)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 維持管理計画の策定の考え方	3
5 維持管理計画書の記載内容	4
附属書 A (参考) リスクの大きさの算定の考え方	6
附属書 B (参考) 維持管理方針及び目標指標の記載内容	9
附属書 C (参考) 対象地域の概要の記載内容	10
附属書 D (参考) 対象地域の管路及びポンプ施設の概要の記載内容	11
附属書 E (参考) 維持管理情報の収集整理及び活用	13
附属書 F (参考) 維持管理状況の記載内容	14
附属書 G (参考) 巡視における緊急対応の判断基準	15
附属書 H (参考) 点検の実施頻度	16
附属書 I (参考) 点検における緊急対応の判断基準	17
附属書 J (参考) 腐食するおそれ大きい箇所の選定	18
附属書 K (参考) 調査の実施頻度	19
附属書 L (参考) 目視調査又はテレビカメラ調査による診断	20
附属書 M (参考) 清掃着手基準及び清掃の実施頻度	25
附属書 N (参考) 定期報告書及び不定期報告書	26
附属書 O (参考) 技術上重要な改正に関する新旧対照表	27
解 説	33

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本下水道管路管理業協会（JASCOMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS A 7501:2013** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

注記 工業標準化法に基づき行われた申出、日本工業標準調査会の審議等の手続は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第 9 条により、産業標準化法第 12 条第 1 項の申出、日本産業標準調査会の審議等の手続を経たものとみなされる。

下水道管路維持管理計画の策定に関する指針

Planning for sewer system maintenance

序文

この規格は、下水道管路維持管理計画の策定の考え方及び記載内容を統一することによって、健全な管路の維持管理、維持管理計画の策定の能率化などを目的として、2013年に制定され、その後の関連法規の改正などに対応するために改正した。技術上重要な改正に関する新旧対照表を**附属書 O**に示す。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、地方公共団体が管理する下水道管路の維持管理計画（以下、維持管理計画という。）の策定の考え方及び記載内容について規定する。

なお、この規格は、我が国における下水道に相当する事業を基本に構成しているが、下水道法適用範囲外の管路にも適用可能である。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS Q 24510 飲料水及び下水事業に関する活動—サービスの評価及び改善に関する指針

JIS Q 24511 飲料水及び下水事業に関する活動—下水事業のマネジメントに関する指針

JIS Q 31000 リスクマネジメント—指針

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS Q 24510**、**JIS Q 24511** 及び **JIS Q 31000** によるほか、次による。

3.1

下水道

下水を排除するために設けられる排水管、排水きょその他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（し尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設及びその他の施設の総体。

3.2

管路

下水を排除するために設けられる排水施設。管きょ、マンホール、ます、取付け管、圧送管、伏越し、雨水吐、吐口などの総称。ポンプ施設は含まないが、この規格ではマンホール形式ポンプ場を含む。